

### 障がい福祉サービス等利用計画とは

平成24年4月から、障がい福祉サービスを利用するためには、「障がい福祉サービス等利用計画」（以下「サービス等利用計画」といいます。）が必要となりました。

これは、障がいのある方がどのような暮らしをされたいか、そのためにはどのようなサービスをどのように利用すると良いかを、計画相談支援事業所の相談員がその方の状況に応じて「サービス等利用計画」を作成します。

また、利用者ご自身で計画を作成すること（「セルフプラン」といいます。）もできます。その場合は、現在利用されている（または利用される予定の）サービス提供事業所や障がい者生活支援センター、障がい福祉課へご相談ください。



書のまち春日井「道風くん」  
©Kasugai City 2008

### 【サービス利用と計画相談の流れ】

#### サービス利用申請

障がい福祉課へサービス利用の申請をします。

（計画相談支援を利用する場合）

（ご自身で計画を作成する場合（セルフプラン））

#### 指定特定相談支援事業所と契約

サービス等利用計画の作成を依頼します。

#### 障がい支援区分の認定

認定調査員がご自宅などで生活状況等をお聞きし、審査会の結果に基づいて障がい支援区分が認定されます。

#### サービス等利用計画案の作成及び提出

計画相談支援事業所の相談員が利用される方のご希望等を確認し、サービス等利用計画案を作成します。作成したサービス等利用計画案は、利用される方の承諾を受けた後、障がい福祉課へ提出します。

#### セルフプランの作成及び提出

利用者ご自身が計画案を作成します。作成した計画案は、障がい福祉課へ提出します。

#### サービスの支給決定（受給者証の交付）

サービス内容や支給期間が決定し、受給者証が交付されます。

#### サービス等利用計画（本計画）の作成及び提出

計画相談支援事業所が、サービス等利用計画案をもとにサービスを提供する事業所などと調整してサービス等利用計画（本計画）を作成し、障がい福祉課へ提出します。

#### サービス提供事業所と契約

利用されるサービスを提供する事業所と契約をします。

#### サービスの利用開始

サービスの利用ができます。

#### モニタリング

計画相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼した場合は、定期的に利用状況等を確認し、必要に応じて見直しをします。



### 障がい福祉サービス等利用計画とは

平成24年4月から、障がい福祉サービスを利用するためには、「障がい福祉サービス等利用計画」（以下「サービス等利用計画」といいます。）が必要となりました。

これは、障がいのある方がどのような暮らしをされたいか、そのためにはどのようなサービスをどのように利用すると良いかを、計画相談支援事業所の相談員がその方の状況に応じて「サービス等利用計画」を作成します。

また、利用者ご自身で計画を作成すること（「セルフプラン」といいます。）もできます。その場合は、現在利用されている（または利用される予定の）サービス提供事業所や障がい者生活支援センター、障がい福祉課へご相談ください。



書のまち春日井「道風くん」  
©Kasugai City 2008

### 【サービス利用と計画相談の流れ】

#### サービス利用の更新（変更）申請

障がい福祉課へサービス利用の更新（変更）申請をします。

（計画相談支援を利用する場合）

（ご自身で計画を作成する場合（セルフプラン））

#### 指定特定相談支援事業所と契約

サービス等利用計画の作成を依頼します。

（支援区分認定の満了または変更がある場合）

#### 障がい支援区分の認定

認定調査員がご自宅などで生活状況等をお聞きし、審査会の結果に基づいて障がい支援区分が認定されます。

#### サービス等利用計画案の作成及び提出

計画相談支援事業所の相談員が利用される方のご希望等を確認し、サービス等利用計画案を作成します。作成したサービス等利用計画案は、利用される方の承諾を受けた後、障がい福祉課へ提出します。

#### セルフプランの作成及び提出

利用者ご自身が計画案を作成します。作成した計画案は、障がい福祉課へ提出します。

#### サービスの支給決定（受給者証の交付）

サービス内容や支給期間が決定し、受給者証が交付されます。

#### サービス等利用計画（本計画）の作成及び提出

計画相談支援事業所が、サービス等利用計画案をもとにサービスを提供する事業所などと調整してサービス等利用計画（本計画）を作成し、障がい福祉課へ提出します。



#### サービス提供事業者と契約

利用されるサービスを提供する事業者と契約をします。

#### サービスの利用開始

サービスの利用ができます。

#### モニタリング

計画相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼した場合は、定期的に利用状況等を確認し、必要に応じて見直しをします。

